

No.2 議場及び委員会室における電子機器及び付属品の  
持込みについて

提出会派

自由民主党

【提案趣旨】

現在、議場及び委員会室における電子機器の持込みについて、議員は、  
議場…タブレットのみ持込み可、パソコン・携帯電話の持込み不可  
委員会室…パソコン・タブレットの持込み可、携帯電話の持込み不可 で、

また、執行部は、議場・委員会室へのタブレットの持込みのみ可となっている。

一方、ペーパーレス化の推進及び電子機器の多様化等により、議場へパソコンやタブ  
レット端末の付属品（キーボード等）の持込みを希望する議員がいたり、今後、執行部  
もテレワーク用パソコンが配備されることに伴い、委員会へのパソコンの持込みを希望  
することも考えられる。

については、議員、執行部ともに、議場及び委員会室への電子機器及び付属品の持込み  
について、議事の妨げにならない配慮をすることを条件に、原則として認めることとして  
はどうか。

【議事の妨げにならないための配慮事項】

- ・ これまで議会運営委員会で決定した使用範囲・ルールを順守する
- ・ 通話、音声を発する機能は使用しない
- ・ キーボード等の付属品を使用する場合は、静音のものやカバー等、審議の妨げにな  
らないものを使用する